

兵庫県内の事業者の皆様
(飲食事業者を除く)

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長(兵庫県知事) 齋藤 元彦

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に係る 施設の使用制限等の協力依頼等について

兵庫県では、新規感染者が急増し、このまま拡大が続くと緊急事態となり、医療逼迫にもつながりかねないことから、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置区域を8月16日(月)から拡大し、下記のとおり、営業時間の短縮等を依頼します。

県民のいのちや健康を守るため、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 期間 令和3年8月2日(月)から令和3年8月31日(火)まで

2 内容

(1) 多数利用施設〔特措法第24条第9項等に基づく〕

区域		措置区域	その他区域
地域	8/2 ~ 8/15	神戸市、阪神南地域、阪神北地域、東播磨地域、姫路市	北播磨地域、中播磨地域(姫路市除く)、西播磨地域、但馬地域、丹波地域、淡路地域
	8/16 ~ 8/31	神戸市、阪神南地域、阪神北地域、東播磨地域、 <u>北播磨地域、中播磨地域、西播磨地域、丹波地域、淡路地域</u>	但馬地域
種類・施設例	運動・遊技施設 劇場、映画館等 集会・展示施設 博物館等 ホテル・旅館(集会の用に供する部分) 遊興施設	<ul style="list-style-type: none"> 20時までの営業時間短縮の協力依頼(※1) (酒類提供(※2)は禁止) 	<ul style="list-style-type: none"> 21時までの営業時間短縮の協力依頼(※1) (酒類提供(※2)は11時~20時) *酒類提供の場合は「一定の要件」(※3)を満たすことの協力要請
	商業施設(生活必需物資を除く) サービス業(生活必需サービスを除く)	<ul style="list-style-type: none"> イベント開催制限の要件(※4)を準用した施設の運用を要請 入場整理の実施を要請 感染対策の徹底を要請 	

※1 イベント開催及び映画上映の場合は、21時までの営業時間短縮の要請等

※2 酒類提供は、利用者による酒類の店内持込みを含む

※3 7列の設置(又は座席の間隔(1m以上)の確保)・手指消毒の徹底・食事中以外のマスク着用推奨・換気の徹底・同一グループの同一テーブルへの入店案内は原則4人以内

※4 イベント開催制限の要件

区分	収容定員	人数上限
大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの	100%以内	5,000人以下
大声での歓声・声援等が想定されるもの	50%*以内	

(収容定員と人数上限のいずれか小さい方)

*異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内)内では座席間隔を設けなくともよい。

(2) 業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策の徹底を要請(全ての施設)

お問い合わせ先

◆兵庫県時短要請等コールセンター

TEL: 078-362-9921 受付時間: 平日 9時~17時

◆兵庫県休業・時短協力金コールセンター(協力金に関すること)

TEL: 078-361-2501 受付時間: 平日 9時~17時

◆県ホームページ(施設の詳細は、こちらをご覧ください。)

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_soti.html